

令和4年3月22日

紀の川市教育委員会

教育長 貴志 康弘 様

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会

会 長 仁 藤 伸 昌

紀の川市立学校適正規模適正配置について（答申）

標記の件について、令和2年10月13日付け「紀の川市立学校の適正規模適正配置について（諮問）」で諮問を受けた下記の事項について、ここに答申をいたします。

記

紀の川市立学校適正規模適正配置について

「～これからの紀の川市の小中学校の在り方について～」

# 紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)

令和4年3月

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会



## 目 次

はじめに.....	1
1. 紀の川市立小中学校の現状.....	2
(1) 学校規模に関する国の基準	
(2) 紀の川市の学校規模	
(3) 児童生徒数の推移	
(4) 通学の状況	
(5) 学校施設の状況	
(6) 小規模校の特徴	
2. 学校規模に関するアンケート調査.....	7
(1) 調査概要	
(2) アンケート調査結果	
3. 学校のあり方についての基本的な考え方.....	10
(1) 適正規模についての考え方	
(2) 適正配置についての考え方	
(3) 通学手段についての考え方	
4. 適正化を進める上での留意点.....	12
おわりに.....	12
<b>【資料編】</b>	
1. 諮問書.....	15
2. 紀の川市附属機関の設置等に関する条例 (紀の川市立学校規模適正配置検討委員会) .....	16
3. 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則 (紀の川市立学校規模適正配置検討委員会) .....	18
4. 紀の川市立学校規模適正配置検討委員会名簿.....	21
5. 紀の川市立学校規模適正配置検討委員会開催経過.....	22
6. 紀の川市立学校における普通学級・児童生徒数の推計 (令和3年度～令和9年度) .....	23

## はじめに

紀の川市の令和3（2021）年の人口は、約5万9千人で、平成17（2005）年の合併直後の約7万人をピークに人口減少・少子高齢化が進行している。この状況は、国の平均値より早いペースで進み、さらに加速化するものと予想される。人口減少は、紀の川市の小・中学校の義務教育にも波及し、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上に影響を及ぼしかねず、「子供達（児童生徒）にとって望ましい学習環境の整備」を検討することが急務となっている。

平成30（2018）年度に国が実施した「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」では、78%の市町村において地域内の学校に適正規模の課題があり、その大半が過小規模に対する課題であった。紀の川市においては、今後6年間で約13%の児童数の減少が見込まれ、過去6年間の減少率とほぼ同じである。

本市では複式学級を有する学校が、小学校16校中4校、中学校6校中1校、1学年1学級の単学級である学校が過半数を占め、小規模化が著しく進んでいる。教育の場における学級数や児童生徒数は極めて重要な要素である。このような状況下で、児童生徒に良好な教育環境を提供するために学校規模の検討が必要であると考えます。

現在、本市の宅地開発が急激に進んでいる地域では、児童生徒数の増加が見込まれることや、35人学級の進展と特別支援学級の増設に伴い教室数の不足が課題となっている。一方、過疎化が進んでいる地域では児童生徒数の減少により、複式学級や単学級の導入が予想される。このようにそれぞれの地域の事情により学校の適正な規模を確保することが難しくなっている。また紀の川市は、昭和と平成の市町村合併により成立したが、小・中学校の通学範囲は旧町の状態が維持されており、自宅から一番近い学校ではなく遠方の学校へ通学しなければならない地域も存在する。そのため、通学距離を紀の川市として俯瞰し、適切な通学距離の検討が必要である。

以上のことを踏まえ、紀の川市で学ぶ児童生徒に適切な教育環境を提供し、個々の資質・能力を十分に発揮できるよう、学校の規模及び適正な学校配置を多面的に検討する必要がある。

本検討委員会は、教育に関する学識経験を有する者、PTA及び住民の代表、学校長の14名で構成され、紀の川市教育委員会から、紀の川市立小・中学校の現状を把握し、将来を展望する中で、学校の適正規模・適性配置に関して基本的な考え方を審議し、答申することを求められた。令和2年10月の第1回検討委員会開催以降計8回の会議を開催し、市立小・中学校の現状、児童生徒数の推移、保護者及び市民へのアンケート調査結果の解析などを基に慎重に審議を重ね、紀の川市の学校の規模及び配置に向けての提言を取りまとめ、ここに答申するものである。

## 1. 紀の川市立小中学校の現状

### (1) 学校規模に関する国の基準

学校規模は、学級数や児童生徒数などによって表すことができるが、法令では学校規模を学級数で示している。国の基準では小学校・中学校ともに標準学級数を「12学級以上18学級以下」（学校教育法施行規則第41条及び第79条）と規定している。

また、1学級の児童生徒数の上限を「40人」（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条）としている。なお、令和3（2021）年度より法改正を受けて、小学校では第1学年、第2学年の標準が35人になり、その後段階的に全ての学年が35人学級となる。また、2学年で1学級を構成する複式学級にあっては、その人数を小学校で「16人」（1年生児童を含む場合は8人）、中学校で「8人」を標準としている。

適切な通学距離は、法令上、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）としている。

#### ★国の基準

- 小学校の標準学級数：12学級～18学級（1学年2学級～3学級）
- 中学校の標準学級数：12学級～18学級（1学年4学級～6学級）
- 1学級あたりの標準人数：40人以下（小学校第1～2学年は35人以下）
  - ※複式学級（小学校）：16人（1年生を含む場合は8人）
  - ※複式学級（中学校）：8人
- 通学距離：小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内

### (2) 紀の川市の学校規模

学校規模は、国の基準においては1～5学級を過小規模校、6～11学級を小規模校、12～18学級を適正規模校、19～30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校と規定しているが、令和3（2021）年度において、紀の川市の小学校では、適正規模校は4校、小規模校は8校、過小規模校は4校となっている。また、中学校では適正規模校、小規模校、過小規模校は、それぞれ2校となっている。

#### ○ 小学校の規模の現状

区 分	校数	学 校 名			
適正規模校	4	池田小学校	田中小学校	西貴志小学校	中貴志小学校
小規模校	8	長田小学校	粉河小学校	竜門小学校	名手小学校
		安楽川小学校	調月小学校	丸栖小学校	東貴志小学校
過小規模校	4	川原小学校	鞆渕小学校	上名手小学校	麻生津小学校

○ 中学校の規模の現状

区 分	校数	学 校 名			
適正規模校	2	打田中学校	貴志川中学校	—	—
小規模校	2	粉河中学校	荒川中学校	—	—
過小規模校	2	鞆渚中学校	那賀中学校	—	—

紀の川市の学校規模は、児童生徒数の減少により年々小規模化し、推計によると、下表のとおり、令和9（2027）年度には小学校は適正規模校2校、小規模校7校、過小規模校7校となり、中学校においては適正規模校2校、小規模校3校、過小規模校1校となる。

複式学級については、中学校は現状と変わりはないが、小学校においては複式学級がある学校は7校となり、その内複式学級が複数となる学校は4校となる。

○ 小学校の規模の推計（令和9年度）

区 分	校数	学 校 名			
適正規模校	2	池田小学校	田中小学校	—	—
小規模校	7	長田小学校	粉河小学校	名手小学校	安楽川小学校
		丸栖小学校	西貴志小学校	中貴志小学校	—
過小規模校	7	竜門小学校	川原小学校	鞆渚小学校	上名手小学校
		麻生津小学校	調月小学校	東貴志小学校	—

○ 中学校の規模の推計（令和9年度）

区 分	校数	学 校 名			
適正規模校	2	打田中学校	貴志川中学校	—	—
小規模校	3	粉河中学校	那賀中学校	荒川中学校	—
過小規模校	1	鞆渚中学校	—	—	—

### (3) 児童生徒数の推移

紀の川市の人口は、平成27（2015）年国勢調査では62,616人、令和2（2020）年には58,816人で、5年間で3,800人減少している。近年の減少は、少子高齢化により出生者数に対して死亡者数が上回るとともに、転入者数に対して転出者数が上回っており、人口減少に拍車をかけている。

紀の川市の児童生徒数は、全国的な少子化の傾向と同様に、昭和50年代をピークに年々減少しており、現在の住民基本台帳をもとに算出した資料によると、児童数は、令和4（2022）年度2,625人、令和5（2023）年度2,558人、令和6（2024）年度2,491人、令和7（2025）年度2,414人、令和8（2026）年度2,359人、令和9（2027）年度2,258人で、生徒数は令和4（2022）年度1,399人、令和5（2023）年度1,435人、令和6（2024）年度1,491人、令和7（2025）年度1,485人、令和8（2026）年度1,407人、令和9（2027）年度1,363人と予想しており、児童生徒数の減少は今後も続くものと見込まれる。

○ 小学校の児童数の推移 (人)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
池田小学校	358	359	358	357	371	357	351
田中小学校	471	470	470	484	480	492	483
長田小学校	87	86	85	86	87	80	84
粉河小学校	222	222	215	204	179	178	161
竜門小学校	78	76	73	79	71	68	64
川原小学校	38	39	42	36	38	34	33
鞆渕小学校	2	2	3	4	6	5	5
名手小学校	179	175	156	145	142	145	139
上名手小学校	37	35	39	35	29	27	22
麻生津小学校	29	24	16	15	15	15	12
安楽川小学校	258	250	237	216	212	188	176
調月小学校	66	67	63	58	55	53	55
丸栖小学校	136	137	127	128	125	123	107
西貴志小学校	319	311	311	283	263	266	250
中貴志小学校	284	286	270	271	252	249	244
東貴志小学校	91	86	93	90	89	79	72
合 計	2,655	2,625	2,558	2,491	2,414	2,359	2,258

○ 中学校の生徒数の推移 (人)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
打田中学校	381	400	438	446	456	429	439
粉河中学校	242	229	237	237	238	235	228
鞆渕中学校	7	4	1	0	0	2	2
那賀中学校	123	129	135	146	144	128	121
荒川中学校	160	160	166	191	192	177	157
貴志川中学校	481	477	458	471	455	436	416
合 計	1,394	1,399	1,435	1,491	1,485	1,407	1,363

※R3. 5. 1時点の住民基本台帳を基に試算

さらに、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口【平成30（2018）年3月公表】から求めた年少人口数（0～14歳）は令和7（2025）年度には6,184人、令和12（2030）年度には5,500人、令和17（2035）年度には4,944人、令和22（2040）年度には4,514人となっている。

#### (4) 通学の状況

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校においてはおおむね6km以内」を適正な通学距離の基準としている。

紀の川市では、現在桃山管内、鞆渕小学校の校区の一部でスクールバスの運営を実施し

ている。また、中学校においては、全中学校が自転車通学を許可している。

## (5) 学校施設の状況

学校施設は、児童生徒が学習し、生活する大切な場であると同時に、地域防災拠点及び住民のコミュニティ拠点としても重要な役割を担っている。紀の川市内では、昭和40（1965）年代から平成の初めまでに建てられた校舎や屋内運動場については、順次改築や耐震補強を行ってきた。近年は、これらの古い施設の老朽化が著しく、修繕箇所も増大しているため、大規模改修や長寿命化対策が必要となっている。

※長寿命化対策・・・老朽化した建物について、物理的な不具合を見直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。

## (6) 小規模校の特徴

紀の川市の小学校16校中12校、中学校6校中4校が小規模または過小規模校である。その内、小規模校の特徴は全国的に共通しており一般的には「学校教育では、子供達が多く友達と出会う中で、様々な考え方に触れ、多くの人と協調して自ら向上する力を身につけていくことを目標にしている。子供の数やクラスの数も少ない小規模校では、小規模だからこそできる特色ある教育活動があったり、家庭的な雰囲気があるといった“良さ”がある反面、集団の編成や多様な学習活動の展開が困難となる場合が発生し、集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなる。」と言われている。

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会で検討した小規模校のメリット、デメリットは次のとおりである。

		メリットと考えられる点	デメリットと考えられる点
学 習 面	学 習 活 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の一人一人に目が届きやすく細かな指導を受け児童生徒が早期に苦手な所を克服できるため学習に主体的に向かいやすい。</li> <li>○社会見学や校外学習などで小規模であれば受入れ可能なところも増え様々な場所を選定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>○学級間の相互啓発がなされにくい。</li> <li>○グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</li> </ul>
	集 団 活 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。</li> <li>○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。</li> </ul>
生 活 面	人 間 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> <li>○異学年間の縦の交流が生まれやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li> <li>○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</li> <li>○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。</li> </ul>
	指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。</li> </ul>
学 校 運 営	学 校 運 営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>○学校が一体となって活動しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。</li> <li>○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力が行いにくく、一人に複数の校務分掌が集中しやすい。</li> </ul>
	施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設・設備の利用時間帯の調整が行いやすい。</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域社会との連携が図りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>

## 2. 学校規模に関するアンケート調査

### (1) 調査概要

紀の川市教育委員会と本検討委員会は、紀の川市立学校の適正規模と適正配置について審議するにあたり、市内の保育所・幼稚園・こども園に通う園児及び小学生の保護者（以下保護者）と、市内在住の20歳以上のかた（以下市民）を対象にアンケート調査を行った。対象者は保護者が2,873人、市民が1,500人であり、回収率は、保護者が2,489人（86.6%）、市民が568人（37.9%）であった。この回収率は、統計調査で意識調査を把握する上で有効な数値である。

①実施時期	令和3（2021）年5月
②対象者	保護者：上記の園児及び小学生の子供がいる保護者 2,873人 市民：市内に住む20歳以上の方の中から1,500人を抽出
③回収率	保護者 86.6%、市民 37.9%

### (2) アンケート調査結果

#### ◇小学校の通学距離

「小学校の通学距離」は、「2km以内」及び「3km以内」の回答が、保護者では61.1%、市民では64.6%を占めている。

#### ◇小学校1学年あたりの学級数

「小学校の1学年あたりの学級数(複式学級含む)は、保護者、市民とも2学級が良いとする回答が、保護者では61.3%、市民では57.2%であり、3学級が良いとする回答が、それぞれ28.2%、33.6%であった。複数の学級数を選択した理由は、「クラス替えにより、人間関係に変化を付けることができる」（保護者：64.1%、市民：68.5%）、「児童一人一人に目が届きやすく丁寧な指導が行いやすい」（保護者：50.7%、市民：45.8%）、「さまざまな個性や考え方を持つ友達とふれあえる」（保護者：48.5%、市民：56.0%）であった。また、「社会性や協調性を育む機会に恵まれる」、「学級間で意識しあい、切磋琢磨する機会ができる」、「学年全体に活気があり、学年での取り組みが盛大にできる」との回答が保護者、市民ともに約30%あった。一方、1学級または複式学級が良いとする意見も保護者、市民ともに約10%あった。

#### ◇小学校1学級あたりの児童数

「小学校1学級あたりの児童数」は、21人～30人とする回答が、保護者で69.7%、市民で70.8%であった。その理由として、「児童一人一人に目が届きやすく丁寧な指導が行いやすい」がそれぞれ69.9%、60.4%であった。友人関係、社会性の大切さを指摘する意見もあった。

#### ◇中学校の通学距離

「中学校の通学距離」は、4km以内（保護者：38.5%、市民：38.7%）、6km以内（保護者：35.8%、市民40.4%）であった。

#### ◇中学校1学年あたりの学級数

「1学年あたりの学級数(複式学級含む)」は、2～3学級（保護者：42.8%、市民：44.4%）、4学級以上（保護者：52.9%、市民：52.1%）であった。4学級以上とする理由は、「クラス替えにより、人間関係に変化を与えることができる」（保護者：65.8%、市民：72.4%）、「さまざまな個性や考え方を持つ友人とふれあえる」（保護者：57.4%、市民：62.9%）であった。

#### ◇中学校1学級あたりの生徒数

「中学校1学級あたりの生徒数」は、21人～30人（保護者：68.7%、市民：68.1%）であった。また、31人～40人とする回答も両方で約20%あった。その理由として「生徒一人一人に目が届きやすく丁寧な指導が行いやすい」が最も多く、保護者で52.8%、市民で46.1%であった。「集団内においていろいろな役割分担を経験できる」がそれぞれ、41.7%、51.4%あった。友人関係、社会性の育成が推進できるとの回答も両方で約40%あった。

#### ◇今後の小中学校の教育環境について

将来、児童生徒数が少なくなることが予測されるが、これからのより良い教育環境の確保及び向上のためには、保護者では「現在の学校の位置・通学区域・学校数を維持するほうがよい（54.6%）」が、「学校の位置・通学区域・学校数を検討するほうがよい（43.8%）」を10.8%上回った。

市民でも「現在の学校の位置・通学区域・学校数を維持するほうがよい（51.6%）」が、「学校の位置・通学区域・学校数を検討するほうがよい（47.7%）」を3.9%上回った。

但し、アンケート調査結果では前述の適正規模校（4校）の保護者が、回答者数全体に占める割合は54%を占めており、調査結果に及ぼす影響が大きいため、学校規模により以下のとおり考察する。まず、適正規模校の保護者では「現在の学校の位置・通学区域・学校数を維持するほうがよい」が60%近くを占めている。一方、過小規模校（4校）の保護者の回答では、「学校の位置・通学区域・学校数を検討するほうがよい」が60%近くを占めており、過小規模校の中でも学校の規模が小さくなる程、検討を望む保護者の割合は高くなっている。

#### ◇学校規模や配置の対策について

「学校の位置・通学区域・学校数を検討するほうがよい」と回答した方を対象に、学校規模や配置の対策としてどの方法が適切だと思うか質問したところ、「近隣の学校と統合する」が保護者：42.2%、市民：42.1%と最も多かった。

保護者では次に「通学区域の弾力化を行う（特定の区域について隣接する通学区域からの通学を認める）」が40.7%と多くなっている。

#### ◇将来の学校の再編について

「学校の位置・通学区域・学校数を検討するほうがよい」と回答した方を対象に、将来学校の再編を検討していく際に、特に重要と考えることは何か質問したところ、保護者では、「通学手段について児童生徒の負担にならないように配慮すること」の割合が56.2%と最も高かった。市民では「児童生徒や教職員のバランスが取れた学校規模や通学区域編成に配慮すること」が52.8%で、「通学手段について児童生徒の負担にならないように配慮すること」の51.7%を上回った。

#### ◇現在の学校の位置・通学区域・学校数を維持する理由について

学校によって在籍する児童生徒数に大きな差が生じても「現在の学校の位置・通学区域・学校数を維持するほうがよい」と回答した方を対象に、その理由を質問したところ、「児童生徒が遠距離を通学するのは大変であり、登下校が心配だから」が保護者：83.9%、市民：74.4%と特に割合が高かった。

#### ◇義務教育学校の設置について

県内に義務教育学校が設置されていることについてどのように思うか質問したところ、「よい（保護者：45.9%、市民：47.2%）」が「よくない（保護者2.3%、市民：4.2%）」を大幅に上回った。しかし、保護者の29.8%、市民の23.1%は「わからない」と回答しており、義務教育学校について丁寧に説明し、認知度を上げていく必要がある。

まとめとしては、今回のアンケート調査結果では、保護者や市民の意識に大きな違いはみられないが、居住地域や学校規模によって、保護者や市民の意見の違いもあった。

### 3. 学校のあり方についての基本的な考え方

#### (1) 適正規模についての考え方

紀の川市で学ぶ児童生徒の資質能力を十分に発揮できる教育環境を確保するために、次世代を担う子供達に安全で、楽しく生き生きと過ごせ、お互いが信頼できる場所を提供しなければならない。

教育環境は学校規模によって決まるものではないが、法制上、制度上の仕組みにより、教育活動の多くの場面が、原則として学級を単位として行われている。また、教員の定数も学級数を基礎として配置されている。すなわち、義務教育における学級数は良好な教育環境を提供するための基礎となる。

以上のことを考慮し、本検討委員会では学級数を学校規模の基準とし、学力向上、集団生活などの社会性にも配慮し、1学級あたりの児童生徒数についても考察を進めた。

#### ① 学級数についての考え方

本検討委員会は、紀の川市の小中学校の現状や今後の児童生徒数の推移を検証するとともに保護者及び市民へのアンケート調査を実施し、審議を重ねた。特に紀の川市の場合、複式学級や単学級を有する小中学校が全体の約半数という状況を鑑みて、過小規模校や小規模校の状況把握に努めた。

その結果、児童生徒の成長過程では、適切な学校規模の中で教育を受けることが必要であり、特に複式学級の解消には早急に取り組むことが望まれる。

また、学校の運営及び教師の指導力の向上という面からも一定の学校規模であることが望ましい。学校の小規模化は、1人の教師に複数の校務分掌が集中しがちであること、学校・学年組織としての学習指導に関する研究、協力、相談に教師間の意思疎通が十分に行われないなどの問題が発生しがちである。

保護者、市民に対するアンケート調査の結果でも、小学校、中学校双方において1学年複数学級が良いとする回答が多かった。

以上のことから紀の川市における望ましい小中学校の適正規模を以下のように提案する。

#### ◆望ましい学校規模

- 小学校：クラス替えが可能である学年2学級以上
- 中学校：クラス替えが可能で、すべての教科の担任が配置できる学年4学級以上

#### ② 学級編制についての考え方

国の基準では、昨年度までの小・中学校の学級編制は、小学校1学年が35人、それ以外が40人となっていたが、令和3年度より、国は小学校において2学年から5年間で計画的に35人に引き下げつつある。

紀の川市においても、国の基準に従い学級編制を行っているところであるが、令和3年度で20人以下の学級は、小学校では120学級中（複式含む）38学級、中学校では47学級中（複式含む）2学級となっている。また、複式学級のある学校は4校、全学年単学級の学校は、小学校で6校となっている。

1学級あたりの望ましい児童生徒数を考えるうえで、子供達が授業への参加意識や充実感を得られること、さらには、さまざまな教育活動での発言等を通して教員や子供同士のコミュニケーションを図る機会が多く確保されていることが重要である。また、効果的なグループ学習など集団学習ということを考慮し、アンケート調査結果も参考にすると、小学校と中学校の1学級の人数は21人～30人が望ましいと考える。

なお、前述のとおり法改正により国は35人学級の実現を目指しているが、その場合、1学級の最大人数は18人～35人となるため、国の基準で学級を編成しても概ね望ましい学級規模となる。

#### ★望ましい学級規模

○小学校：1学級21人～30人

○中学校：1学級21人～30人

## (2) 適正配置についての考え方

本検討委員会は、子供達により良い教育環境を提供するためには、“小規模校の良さ”を認識しながらも、一定の規模が望ましいという考えに至った。紀の川市の現状を鑑みると一定の規模を確保するためには、学校の適正配置を考えなければならない。

適正配置の具体的な方法は、「通学区域の変更」と「学校の統合」の2つが考えられる。一般的な手順としては、アンケート調査の項目でも示したとおり、通学区域の変更や隣接する学校との統合について検討を行うということになる。

### ① 通学区域の変更

小中学校の適正配置の方法の一つとして通学区域の変更があり、小規模校と大規模校が隣接する場合には有効であるが、紀の川市に大規模校は存在しない。また、地域における様々な活動は、学校を拠点とした通学区域を単位に行われることが一般的であり、仮に調整できたとしても、将来的に安定した望ましい学校規模を確保することは困難であるとする。

但し、現在の通学区域は、平成17年に旧5町が合併した当時のままに設定されており、通学距離、通学時間等について不均衡な地域もあるため、紀の川市全域として柔軟に校区を見直す必要がある。

### ② 学校の統合

通学区域の変更による適正規模の確保が困難な場合、学校の統合を軸として考えることがより現実的で合理性がある。その場合、地域の中での学校の役割や通学距離、通学路の安全確保に十分配慮したものとして、保護者や地域住民の理解と協力を得られる内容であることが求められる。また、アンケート調査結果を踏まえ、学校の統合を検討する際には義務教育学校や小規模校特別認可制度も視野に入れて検討すべきである。

## (3) 通学手段についての考え方

現在、市内の一部地域において、スクールバスの運行を行っているが、通学区域の変更や学校統合を行うと、通学距離が遠くなり通学にこれまで以上の時間がかかるように

なることが想定される。そのことが子供や保護者に過度の負担とならないよう、スクールバスの運行など通学手段について検討する必要がある。

#### 4. 適正化を進める上での留意点

学校規模・配置の適正化については、児童生徒の教育の機会の均等を損なわずに、より良い環境の下で人間性を育むことが最優先されるべきである。また、小・中学校は、生涯にわたっての心の支えとなるものであり、地域の文化の伝承を含む地域コミュニティの基盤になるものである。また学校施設は防災機能を果たすなど社会的役割を担っている。このようなことを考慮し、関係する保護者のみならず市民の幅広い意見の反映も大切である。小・中学校の適正規模・配置の計画は、短期・中期・長期的な展望に基づいて決定されるべきであり、将来的な学校像のあり方についての検討も必要である。

また、学校の適正規模・配置により通学区域の変更や学校の統廃合が生ずる場合には、地域住民の理解と協力が必須となるため、十分に説明をし、より丁寧な合意形成を図るべきである。

加えて、保護者及び地域住民に対する説明には以下の点に留意し、十分な説明をすべきである。

- 紀の川市全体の人口の減少に伴い、将来的には児童生徒数の減少も見込まれ、小規模校も増加することを示す。
- 児童・生徒の学ぶ権利は、学校規模によって差異が生ずるものではなく、平等に確保されるべきである。
- 大規模校及び小規模校での教育及び学校運営のメリットとデメリットについて説明を尽くし、児童生徒の健全な育成と学力の確保についての理解を求める。
- 通学範囲、地域コミュニティとの連携など学校と地域との関係維持の強化を示す。

#### おわりに

紀の川市教育委員会からの諮問を受け、本検討委員会では次代を担う紀の川市の子供達にとってより良い教育環境とは、という視点に立ち議論を進めてきた。その結果、望ましい学校規模に対する本検討委員会での共通認識を得、紀の川市立学校の適正な規模や配置についての基本的な考え方を示すに至った。

今後、この答申に基づいて適正規模・適正配置を具体化するにあたっては、学校関係者や地域住民の十分な理解と協力をいただきながら「4. 適正化を進める上での留意点」を基に推進されることを望むものである。

今後の適正規模・適正配置により、紀の川市のより良い教育環境が整備されることを期待する。

資 料 編

2 紀教総務発第196002号  
令和 2年10月13日

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会  
会長 仁藤 伸昌 様

紀の川市教育委員会  
教育長 貴志 康 弘

紀の川市立学校の適正規模適正配置について（諮問）

紀の川市立学校のより良い教育環境の確保と、充実した学校教育の実現に資するため、紀の川市附属機関の設置等に関する条例第2条及び教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則に基づき、下記の事項について諮問します。

記

これからの紀の川市の小中学校の在り方について

「次代を担う子供達のよりよい教育環境の確保及びその向上を図るために」

## ○紀の川市附属機関の設置等に関する条例

平成31年3月26日

条例第2号

改正 令和元年12月20日条例第20号

令和2年3月27日条例第10号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

## (附属機関の設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

## (執行機関への委任)

第3条 別表に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(紀の川市長期総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 紀の川市長期総合計画審議会条例（平成17年紀の川市条例第28号）

(2) 紀の川市特別職報酬等審議会条例（平成17年紀の川市条例第45号）

(3) 紀の川市消防委員会条例（平成17年紀の川市条例第200号）

(4) 紀の川市公共下水道事業運営審議会条例（平成19年紀の川市条例第10号）

(5) 紀の川市水道事業運営審議会条例（平成28年紀の川市条例第5号）

(紀の川市交通安全対策会議条例の一部改正)

3 紀の川市交通安全対策会議条例（平成17年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

〔次のよう〕略

(紀の川市学校給食センター条例の一部改正)

4 紀の川市学校給食センター条例（平成17年紀の川市条例第95号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

〔次のよう〕略

(紀の川市文化財保護条例の一部改正)

5 紀の川市文化財保護条例（平成17年紀の川市条例第107号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

〔次のよう〕略

(紀の川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

6 紀の川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年紀の川市条例第202号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年12月20日条例第20号）

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川

市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

〔次のよう〕略

附 則 (令和2年3月27日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

〔次のよう〕略

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関 略

2 教育委員会の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
紀の川市教育委員会外部評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づく教育委員会の事務についての調査及び審議に関する事務
紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会	市立小学校及び中学校の適正規模適正配置についての調査及び審議に関する事務
紀の川市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営及び当該運営への必要な支援に関しての調査及び審議に関する事務
紀の川市教育支援委員会	障害のある、幼児、児童及び生徒の就学先及び必要な支援についての審議に関する事務
紀の川市名手本陣保存整備委員会	旧名手宿本陣及び旧名手本陣妹背家住宅の保存整備についての調査及び審議に関する事務
紀の川市図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく図書館の運営等についての審議に関する事務
紀の川市スポーツ賞選考委員会	スポーツ賞の選考についての調査及び審議に関する事務
紀の川市体育・スポーツ推進協議会	日本体育大学との協定に基づく相互協力についての審議に関する事務
紀の川市スポーツ推進計画策定委員会	スポーツ推進計画の策定についての調査及び審議に関する事務

## ○教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成31年3月26日 教育委員会規則第3号  
 改正 令和2年3月27日教育委員会規則第18号  
 令和2年5月28日教育委員会規則第21号

## (趣旨)

第1条 この規則は、紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号及び他の条例並びに法令により設置された附属機関の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 附属機関は、別表定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表委員の要件の欄に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

## (会長等)

第3条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置く。

2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。

3 会長等は、会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門委員)

第5条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (部会)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長等が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

## (守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表所管課の欄に掲げる課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 粉河学校給食センター運営委員会規則(平成17年紀の川市教育委員会規則第17号)

(2) 紀の川市文化財保護委員会規則(平成17年紀の川市教育委員会規則第54号)

(3) 河南学校給食センター運営委員会規則(平成26年紀の川市教育委員会規則第1号)

(4) 紀の川市教育支援委員会規則(平成27年紀の川市教育委員会規則第2号)

(委員の任期の経過措置)

3 この規則の施行の際、現に附属機関の委員となっている者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委員の任期中は在任するものとする。

(紀の川市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

4 紀の川市教育委員会事務局組織規則(平成30年紀の川市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう]略

附 則(令和2年3月27日教育委員会規則第18号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月28日教育委員会規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第8条関係)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
紀の川市教育委員会外部評価委員会	5人以内	学識経験者	2年	教育総務課
紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会	15人以内	(1) 学識経験者 (2) PTAの代表 (3) 学校長 (4) 住民の代表 (5) 教育委員会が必要と認める者	委嘱から答申まで	
紀の川市学校運営協議会	210人以内	(1) 学識経験者 (2) PTAの代表 (3) 住民の代表 (4) 学校長 (5) 教職員 (6) 教育委員会が必要と認める者	2年	
紀の川市教育支援委員会	30人以内	(1) 学識経験者 (2) 医師 (3) 児童福祉施設を代表する者 (4) 小中学校職員及び支援学校教員 (5) 教育委員会が必要と認める者	1年	

紀の川市粉河学校給食センター運営委員会	27人以内	(1) 学識経験者 (2) PTA会長 (3) 学校長 (4) 市職員 (5) 教育委員会が必要と認める者	1年	
紀の川市河南学校給食センター運営委員会	40人以内	(1) 学識経験者 (2) PTA会長 (3) 学校長 (4) 市職員 (5) 教育委員会が必要と認める者	1年	
紀の川市文化財保護審議会	20人以内	学識経験者	2年	生涯学習課
紀の川市名手本陣保存整備委員会	6人以内	学識経験者	2年	
紀の川市図書館協議会	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 社会教育関係者 (4) 小中学校職員	2年	
紀の川市スポーツ賞選考委員会	13人以内	(1) スポーツ推進委員 (2) 市職員	1年	生涯スポーツ課
紀の川市体育・スポーツ推進協議会	11人以内	(1) スポーツ推進委員を代表する者 (2) 体育協会を代表する者 (3) スポーツ少年団指導者協議会を代表する者 (4) 副市長及び市職員	1年	
紀の川市那賀B&G海洋センター運営委員会	5人以内	(1) スポーツ推進委員 (2) 市職員	1年	
紀の川市スポーツ推進計画策定委員会	5人以内	(1) 学識経験者 (2) スポーツ推進委員を代表する者 (3) 体育協会を代表する者 (4) スポーツ少年団指導者協議会を代表する者	諮問から答申まで	

## 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会委員及び事務局名簿

(委員)

氏名	選出区分	所属等	備考
仁藤 伸昌	学識 経験者	近畿大学生物理工学部地域交流センター長	会長
平山 郁芳		和歌山大学教育・地域支援部門客員教授	副会長
荻木 知穂	P T A の代表	貴志川中学校 育友会	
信定 紗世		打田中学校 育友会	
木村 弥生		長田小学校 育友会	
岡 祐太		麻生津小学校 育友会	
藤原 睦子		安楽川小学校 育友会	
宮本 義友	学校長	市小中学校長会会長（上名手小学校長）	
長田 雅弘		市小中学校長会副会長（粉河中学校長）	
根来 信之	住民の 代表	自治連絡協議会会長（桃山地区代表区長）	
梅本 秀夫		自治連絡協議会副会長（貴志川地区代表区長）	
信定 佳宏		自治連絡協議会副会長（打田地区代表区長）	
小谷 多加子		自治連絡協議会副会長（粉河地区代表区長）	
玉西 秀義		自治連絡協議会副会長（那賀地区代表区長）	

## 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会 開催経過

	開催日	内 容
第1回	令和2年10月13日	※ 委員の委嘱、会長・副会長専任、諮問 (1) 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会の運営及び審議について (2) 紀の川市の人口動態及び児童生徒数・学級数の推移について (3) 小・中学校の適正な学校規模等について (4) 保護者・市民アンケートについて
第2回	令和3年 1月20日	(1) 第1回検討委員会会議録について (2) 保護者・市民アンケート（案）について
第3回	令和3年 3月12日	(1) 第2回検討委員会会議録について (2) 「学校のあり方に関するアンケート調査」 保護者・市民用アンケートについて
第4回	令和3年 8月19日	(1) 第3回検討委員会会議録について (2) 「学校のあり方に関するアンケート調査結果」 について
第5回	令和3年10月 7日	(1) 第4回検討委員会会議録について (2) 「学校のあり方に関するアンケート調査結果」 追加資料について (3) 「学校のあり方に関するアンケート調査結果」 等の確認及び審議について
第6回	令和3年11月17日	(1) 第5回検討委員会会議録について (2) 追加資料説明について (3) 「学校のあり方に関するアンケート調査結果」 等の確認及び審議について
第7回	令和4年 1月25日	(1) 第6回検討委員会会議録について (2) 答申（案）について
第8回	令和4年 月 日	(1) 第7回検討委員会会議録について (2) 答申について

## 紀の川市立小学校における普通学級数・児童数

R3.5.1

学 校 名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	普通学級	児童数												
池田小学校	12	358	12	359	12	358	12	357	13	371	13	357	13	351
田中小学校	16	471	16	470	16	470	17	484	17	480	18	492	18	483
長田小学校	6	87	6	86	6	85	6	86	6	87	6	80	6	84
粉河小学校	8	222	8	222	8	215	8	204	7	179	7	178	6	161
竜門小学校	6	78	6	76	6	73	6	79	6	71	6	68	5	64
川原小学校	4	38	4	39	4	42	4	36	4	38	3	34	4	33
鞆渚小学校	1	2	1	2	1	3	2	4	2	6	2	5	2	5
名手小学校	6	179	6	175	6	156	6	145	6	142	6	145	6	139
上名手小学校	4	37	4	35	4	39	3	35	3	29	3	27	3	22
麻生津小学校	4	29	3	24	3	16	3	15	3	15	3	15	3	12
安楽川小学校	11	258	10	250	9	237	8	216	8	212	7	188	6	176
調月小学校	6	66	6	67	6	63	6	58	6	55	5	53	5	55
丸栖小学校	6	136	6	137	6	127	6	128	6	125	6	123	6	107
西貴志小学校	12	319	12	311	12	311	12	283	11	263	11	266	10	250
中貴志小学校	12	284	12	286	11	270	11	271	10	252	10	249	10	244
東貴志小学校	6	91	6	86	6	93	6	90	6	89	6	79	5	72
小学校計	120	2,655	118	2,625	116	2,558	116	2,491	114	2,414	112	2,359	108	2,258

     複式学級が1クラス発生

     複式学級が複数発生

※学級編成における児童・学級数は、令和3年度(1～2年生は35人、3年生以上は38人)、令和4年度(1～3年生は35人、4年生以上は38人)・・・で学級数をカウントしています。

※令和4年度以降に入学する児童数については、各学区内に住民票のある児童全てをカウントしています。

## 紀の川市立中学校における普通学級数・生徒数

R3.5.1

学 校 名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	普通学級	生徒数												
打田中学校	12	381	13	400	14	438	15	446	15	456	14	429	14	439
粉河中学校	9	242	9	229	9	237	9	237	9	238	9	235	9	228
鞆渚中学校	2	7	2	4	1	1	0	0	0	0	1	2	1	2
那賀中学校	5	123	5	129	5	135	6	146	6	144	6	128	6	121
荒川中学校	6	160	6	160	6	166	6	191	6	192	6	177	6	157
貴志川中学校	16	481	16	477	15	458	15	471	14	455	13	436	13	416
中学校計	50	1,394	51	1,399	50	1,435	51	1,491	50	1,485	49	1,407	49	1,363